

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	
適用する使用者	<p>広島県の区域内で建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、その他の金属製品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）又はその他の金属製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成19年11月改定）	
<b>E24 金属製品製造業</b>	
<b>E240 管理、補助的経済活動を行う事業所（24金属製品製造業）</b>	
<b>E2400 主として管理事務を行う本社等</b>	
<b>E2409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所</b>	
E241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業（県最賃適用）	
E242 洋食器・刃物・手工具・金物類製造業（県最賃適用）	
E243 暖房装置・配管工事用附属品製造業（県最賃適用）	
<b>E244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）</b>	
<b>E2441 鉄骨製造業</b>	
<b>E2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）</b>	
<b>E2443 金属製サッシ・ドア製造業</b>	
<b>E2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業</b>	
<b>E2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）</b>	
<b>E2446 製缶板金業</b>	
E245 金属素形材製品製造業（県最賃適用）	
E246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）（県最賃適用）	
E247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）（県最賃適用）	
E248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（県最賃適用）	
<b>E249 その他の金属製品製造業</b>	
<b>E2491 金庫製造業</b>	
<b>E2492 金属製スプリング製造業</b>	
<b>E2499 他に分類されない金属製品製造業</b>	
<b>L7282 純粋持株会社</b>	

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務

- 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、  
鑄ばり取り又はかしめの業務